

岩手県監査委員告示第38号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月7日

岩手県監査委員 小 野 共
岩手県監査委員 千 葉 伝
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 企業局

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成29年6月13日、同月15日及び同月16日

(2) 本監査実施日 平成29年7月28日

3 監査結果の公表の日 平成29年9月5日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
養成費の支出に当たり、債権確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、129,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	養成費の支出については、今後の支払遅延防止に向け、職員相互によるチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。